

(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>859単位</u>
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>830単位</u>
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>804単位</u>
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>778単位</u>
ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>医療的ケア区分3</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>3,384単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>3,191単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>3,075単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>2,975単位</u>
(2) <u>医療的ケア区分2</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>2,384単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>2,191単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>2,075単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>1,975単位</u>
(3) <u>医療的ケア区分1</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>2,051単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>1,858単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,742単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>1,642単位</u>
(4) <u>(1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>1,384単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>1,191単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,075単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>975単位</u>
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>利用定員が15人以下の場合</u>	<u>1,331単位</u>
(2) <u>利用定員が16人以上20人以下の場合</u>	<u>1,040単位</u>

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(新設)	
(1) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>1,383単位</u>
(2) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>1,190単位</u>
(3) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,074単位</u>
(4) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>974単位</u>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>利用定員が15人以下の場合</u>	<u>1,330単位</u>
(2) <u>利用定員が16人以上20人以下の場合</u>	<u>1,039単位</u>

(3) 利用定員が21人以上の場合	<u>924単位</u>
ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(一) <u>医療的ケア区分3</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>2,885単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>2,613単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>2,486単位</u>
(二) <u>医療的ケア区分2</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>1,885単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>1,613単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>1,486単位</u>
(三) <u>医療的ケア区分1</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>1,552単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>1,280単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>1,153単位</u>
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場 合	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>885単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>613単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>486単位</u>
(2) (1)以外の場合	
(一) <u>医療的ケア区分3</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>2,754単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>2,513単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>2,404単位</u>
(二) <u>医療的ケア区分2</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>1,754単位</u>

(3) 利用定員が21人以上の場合	<u>923単位</u>
ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合 (新設)	
(一) <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>830単位</u>
(二) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>559単位</u>
(三) <u>利用定員が21人以上の場合</u> (新設)	<u>435単位</u>
(新設)	
(新設)	
(2) (1)以外の場合 (新設)	
(一) <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>706単位</u>
(二) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>467単位</u>
(三) <u>利用定員が21人以上の場合</u> (新設)	<u>361単位</u>

b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,513単位

c 利用定員が21人以上の場合 1,404単位

(三) 医療的ケア区分1

(新設)

a 利用定員が10人以下の場合 1,421単位

b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,180単位

c 利用定員が21人以上の場合 1,071単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場

(新設)

合

a 利用定員が10人以下の場合 754単位

b 利用定員が11人以上20人以下の場合 513単位

c 利用定員が21人以上の場合 404単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が5人の場合 2,098単位

(1) 利用定員が5人の場合 2,096単位

(2) 利用定員が6人の場合 1,757単位

(2) 利用定員が6人の場合 1,755単位

(3) 利用定員が7人の場合 1,511単位

(3) 利用定員が7人の場合 1,509単位

(4) 利用定員が8人の場合 1,326単位

(4) 利用定員が8人の場合 1,325単位

(5) 利用定員が9人の場合 1,184単位

(5) 利用定員が9人の場合 1,183単位

(6) 利用定員が10人の場合 1,069単位

(6) 利用定員が10人の場合 1,068単位

(7) 利用定員が11人以上の場合 837単位

(7) 利用定員が11人以上の場合 836単位

へ 共生型児童発達支援給付費 591単位

へ 共生型児童発達支援給付費 562単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

ト 基準該当児童発達支援給付費

(1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 701単位

(1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 667単位

(2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 591単位

(2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 562単位

(新設)

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低

。(略)

7 (略)

8 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)若しくは注9のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)を算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

8の2 (略)

9 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I) 100単位

ロ 個別サポート加算(II) 125単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算

(2) (略)

8 (略)

9 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

9の2 (略)

(新設)

する。

10 医療連携体制加算	
イ 医療連携体制加算(I)	32単位
ロ 医療連携体制加算(II)	63単位
ハ 医療連携体制加算(III)	125単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	
(1) 看護を受けた障害児が1人	800単位
(2) 看護を受けた障害児が2人	500単位
(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下	400単位
ホ 医療連携体制加算(V)	
(1) 看護を受けた障害児が1人	1,600単位
(2) 看護を受けた障害児が2人	960単位
(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下	800単位
ヘ 医療連携体制加算(VI)	500単位
ト 医療連携体制加算(VII)	100単位

(削る)

(削る)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人

10 医療連携体制加算	
イ 医療連携体制加算(I)	500単位
ロ 医療連携体制加算(II)	250単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	

ハ 医療連携体制加算(III)	500単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	100単位
ホ 医療連携体制加算(V)	1,000単位
ヘ 医療連携体制加算(VI)	500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、

場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。7の3において同じ。）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指導員であるものに限る。）（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

6～7の3 (略)

8 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I) 100単位

ロ 個別サポート加算(II) 125単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であつて、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定医療型児童発達支援を行う必要があるものに対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。8の3において同じ。）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指導員であるものに限る。）（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

7～8の3 (略)

(新設)

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 医療的ケア区分3

- (一) 利用定員が10人以下の場合 2,721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 2,372単位

(2) 医療的ケア区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 1,721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 1,372単位

(3) 医療的ケア区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 1,388単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,147単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 1,039単位

(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 372単位

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 1,756単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,467単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,263単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,108単位
- (五) 利用定員が9人の場合 989単位
- (六) 利用定員が10人の場合 893単位

(一) 利用定員が10人以下の場合 599単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 398単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 299単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 792単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 532単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 412単位

(2) 区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 730単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 486単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 376単位

(新設)

(新設)

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 1,754単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,466単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,262単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,107単位
- (五) 利用定員が9人の場合 988単位
- (六) 利用定員が10人の場合 892単位

(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>686単位</u>
(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>2,038単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,706単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,466単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,288単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>1,150単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>1,039単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>810単位</u>

ニ 共生型放課後等デイサービス給付費

(1) 授業の終了後に行う場合	<u>426単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>549単位</u>

ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費

(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>529単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>652単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>426単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>549単位</u>

注1 イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）（イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>685単位</u>
(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>2,036単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,704単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,465単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,287単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>1,149単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>1,038単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>809単位</u>

ニ 共生型放課後等デイサービス給付費

(1) 授業の終了後に行う場合	<u>429単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>554単位</u>

ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費

(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>533単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>658単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>429単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>554単位</u>

注1 イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第66条第4項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）（イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。ただし、1の注3に規定する就学児について、1のイからホまでのいずれかを算定している場合は、算定しない。

6 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注7のイの(1)若しくはロの(1)若しくは注8を算定している場合又は1の注10のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

6の2 (略)

7 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I) 100単位

ロ 個別サポート加算(II) 125単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス

0に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

(新設)

7 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの(1)若しくはロの(1)若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

7の2 (略)

(新設)

等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

8 医療連携体制加算

イ	医療連携体制加算(I)	32単位
ロ	医療連携体制加算(II)	63単位
ハ	医療連携体制加算(III)	125単位
ニ	医療連携体制加算(IV)	

(1)	看護を受けた就学児が1人	800単位
(2)	看護を受けた就学児が2人	500単位
(3)	看護を受けた就学児が3人以上8人以下	400単位

ホ 医療連携体制加算(V)

(1)	看護を受けた就学児が1人	1,600単位
(2)	看護を受けた就学児が2人	960単位
(3)	看護を受けた就学児が3人以上8人以下	800単位

ヘ 医療連携体制加算(VI)

ト 医療連携体制加算(VII) 100単位

(削る)

(削る)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)

8 医療連携体制加算

イ	医療連携体制加算(I)	500単位
ロ	医療連携体制加算(II)	250単位
	(新設)	
	(新設)	

(新設)

ハ 医療連携体制加算(III) 500単位

ニ 医療連携体制加算(IV) 100単位

ホ 医療連携体制加算(V) 1,000単位

ヘ 医療連携体制加算(VI) 500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。